農業経営者の皆さまへ

2021年度
第2回

「農の雇用事業」
参加者募集中！

【募集にあたっての留意点】 ※詳細は必ず募集要領をご確認下さい

① 研修生が障害者、生活困窮者又は刑務所出所者等（以下「多様な人材」という。）の場合は、年間30万円の加算措置が設けられました。

②働きやすい職場環境整備に既に取り組んでいるか、新たに取り組むことが要件化されました。
※休憩・休日・有給休暇の確保に取り組んだ上で①労働時間管理、②従業員の人材育成および評価の仕組みの導入、③働き方改革に資する施設の整備のうち1つ以上を選択

全国農業会議所では、農業法人等が就業希望者を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修等に対して助成する「農の雇用事業（雇用就農者育成・独立支援タイプ）の参加者を募集します。

また、農業法人等が新たな農業法人の設立や経営継承して法人設立を目指す者を雇用して実施する研修に対して助成する「農の雇用事業（新法人設立支援タイプ）」も併せて募集します。

事業の実施を希望される農業法人等の方は、2021年5月7日～6月4日（必着）までに各都道府県農業会議等に必要な申請書類を提出してください。

助成内容

【助成額】年間最大120万円（研修生が多様な人材の場合は年間150万円）
（新法人設立支援タイプの3年目以降は年間最大60万円）

＜内訳＞①新規就業者に対する研修費　**月額最大97，000円**
（研修生が多様な人材の場合は、月額最大122,000円）
（新法人設立支援タイプでの3年目以降の助成額は月額最大4万8千円）

②指導者研修費　**年間最大120，000円**
指導者自らが人材育成手法や労務管理等を習得するための研修に要する費用です
（研修生が多様な人材の場合は、年間最大420，000円）
（新法人設立支援タイプでの3年目以降の助成額は年間最大6万円）

【助成期間】最長24ヵ月（新法人設立支援タイプは最長48ヶ月）

募集期間など

募集期間	研修期間	正社員採用
2021年5月7日 ～2021年6月4日	2021年8月1日 ～2023年7月31日	2020年8月1日 ～2021年4月1日

（注）研修期間が3ヶ月未満の場合は助成金は交付されません。
（注）研修実施経費の一部を支援するものであり、経営資金や賃金の補助を目的とした事業ではありません。

事業参加にあたっての主な要件

必ず募集要領にて詳細をご確認ください！

【農業法人等の要件】

①おおむね年間を通じて農業を営む農業法人、農業者、農業サービス事業体等であること。
②研修生に対して、十分な指導を行うことが出来る「研修指導者」（原則として、研修開始日時点で農業経験が5年以上ある役員又は従業員）を置くこと。
③研修生との間で、期間の定めのない雇用契約（正社員）を締結すること。（独立を前提とした研修生は、有期雇用契約でも可能）
④研修生を労働保険（雇用保険、労働者災害補償保険）に加入させること。
また、法人の場合は社会保険（健康保険、厚生年金）にも加入させること。
⑤1週間の所定労働時間が年間平均35時間以上であること。（ 研修生が障害者の場合は20時間以上）
⑥応募する年度の過去5ヶ年度に本事業の対象となった研修生が2人以上いる場合、農業に従事している研修生の数が、本事業の対象となった研修生の2分の1以上であること。
⑦同一年度内に新しく研修を行える人数は、農業部門の従業員数10人以上20人未満で2人、20人以上では1人を上限とする。ただし、独立希望者（期限付研修生）の場合はこの上限を超えて受け入れることができる。なお、上限を超えて受け入れた期限付き研修生と当初の雇用契約期間を延長し、研修終了又は中止後1年以上継続雇用している場合は返還規定あり。
⑧従業員が6ヶ月間継続勤務し、その6ヶ月間の全労働日の8割以上を出勤した場合は、10日以上の有給休暇を付与すること。また、その後は、勤続勤務年数1年ごとに、その日数に1日（3年6ヶ月以後は2日）を加算した有給休暇を総日数が20日に達するまで付与すること。
⑨以下の全ての項目について、就業規則若しくはその他これに準ずるものに規定している又は研修開始後1年以内に新たに規定すること。
（ア）労働時間が6時間を超える場合には45分以上、8時間を超える場合には1時間以上の休憩を労働時間の途中に確保すること。
（イ）毎週1日以上、又は4週間を通じて4日以上の休日を確保すること。
⑩以下の項目のいずれか1つ以上に既に取り組んでいる又は研修開始後1年以内に新たに取り組むこと。ただし（イ）の場合は、既に取り組んでいる又は研修開始後の翌決算期までに取り組むこと。
（ア）就業規則又はその他これに準ずるもの（労使協定の締結を含む）に年間総労働時間（所定労働時間及び残業時間の合計）を2，445時間以内とすることを規定すること。
（イ）従業員の人材育成および評価の仕組みを整備すること。
（ウ）男女別トイレ等の農業の「働き方改革」に資する施設を整備すること。
※採択後、⑩の取組状況について確認させていただきますのでご了承ください。

【研修生の要件】

①本事業での研修終了後も継続して就農する意志があり、正社員採用日時点で50歳未満の者。
②研修開始時点で正社員としての就業期間が4ヶ月以上12ヶ月未満あること。なお、新法人設立支援タイプの場合は研修開始日時点で就業期間が4ヶ月以上であること。
③過去の農業経験が正社員採用日時点で5年以内であること。

応募の流れについて

研修開始日までに就業開始してから原則4ヶ月以上かつ1年未満の正社員 → 応募申請（5月7日～6月4日） → 書類審査 → 審査結果通知（7月下旬） → 研修開始（8月1日～）

◆事業に関する問い合わせは　**都道府県農業会議等へ**
詳しくは、**「農の雇用募集」**で検索！　URL→https://www.be-farmer.jp/farmer/employment/original/